

津市上下水道事業公告第15号

次のとおり総合評価一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和4年6月13日

津市上下水道事業管理者 松下浩己

別紙のとおり

## 1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和4年度下工公補継第2号  
藤方第2雨水幹線築造工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事概要 泥土圧シールド工（仕上り内径3,400mm）1517m  
特殊マンホール工 12箇所  
鋼管削進工（内径1,350mm～1,500mm）14m
- (4) 工期 契約の締結の日から起算して1,616日間
- (5) 予定価格 4,093,915,000円（税抜き）

## 2 入札方式に関する事項

### (1) 総合評価落札方式

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第3条（基本理念）にかんがみ、津市建設工事総合評価落札方式試行要領（平成20年12月22日施行。以下「総合評価落札方式試行要領」といいます。）に基づき、入札時に、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とします。

#### ア 総合評価方式の種類

技術提案型（総合評価落札方式試行要領第3条第1号）

#### イ 評価項目、評価の内容、配点

別紙「総合評価落札方式評価項目一覧」のとおり

#### ウ 総合評価点の算出

加算方式：総合評価点＝価格点（70点満点）＋価格以外の評価点（30点満点）

価格点の算出方法は以下のとおりとします。

#### (ア) 入札価格＞低入札価格調査基準価格の場合

$$\text{価格点} = 70 \text{点} \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{低入札価格調査基準価格} - \text{失格基準価格}) / 10 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格調査基準価格}) \}$$

#### (イ) 入札価格≤低入札価格調査基準価格の場合

$$\text{価格点} = 70 \text{点} \times \text{失格基準価格} \div \{ \text{失格基準価格} + (\text{入札価格} - \text{失格基準価格}) / 10 \}$$

#### エ 評価方法及び落札者決定方法

入札が無効でない者のうち、予定価格の範囲内で失格基準価格以上の

者について総合評価点を算出します。総合評価点が最も高い者を落札者とし、総合評価点が最も高い者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定するものとします。

ただし、総合評価点が最も高い者が行った入札が、調査基準価格を下回った入札であった場合は、落札者の決定を保留し、(2)低入札価格調査を実施するものとします。

オ 評価項目算定資料の配布

(ア) 配付期間 令和4年6月13日(月)から同年7月1日(金)まで

(イ) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は  
津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

カ 評価項目算定資料の提出

入札参加者は、評価項目算定資料を次のとおり提出し、以下の書類が揃っているか、作成に関する要件を満たしているか等の確認を受けなければなりません。

(ア) 提出期間 令和4年6月13日(月)から同年7月1日(金)  
午後5時まで

(イ) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

(ウ) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(エ) 提出書類 評価項目算定資料は正本1部、副本12部を提出することとします。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。また、b及びcの資料において、官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とします。

a 評価項目算定資料届出書【第1号様式】

b 施工実績評価資料(津市内での工事施工実績、同種工事施工実績に関する資料)【第5号様式】、コリンズ登録の写し等

c 配置予定技術者評価資料(配置予定技術者の同種工事施工実績に関する資料)【第6号様式】、コリンズ登録の写し等

d 技術提案書(技術提案に関する資料)【第7号様式】

キ 評価項目算定資料に係るヒアリング

技術提案内容の確認及び理解を深めるため、提出された評価項目算定資料に対するヒアリングを必要に応じて行うとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがあります。ヒアリングが必要な場合は、令和4年7月11日（月）から同月12日（火）までの間に開催を予定しており、詳細は別途対象者に通知します。なお、ヒアリングは、原則として配置予定の監理技術者に対して行い、配置予定の監理技術者を含めて3名まで出席できるものとしします。

#### ク 技術提案に対する採否の通知

(ア) 技術提案に対する採否の通知は、令和4年7月19日（火）までに書面により通知します。なお、技術提案が適正と認められた場合は、当該技術提案に基づく入札を行うものとしします。また、技術提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、標準案に基づく入札を行うものとしします。

(イ) 入札参加者は、技術提案に対する採否に異議を申し立てることはできないものとしします。ただし、自らの技術提案に対する採否について通知を受け取った日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものとしします。

#### ケ 価格以外の評価点の公表（審査結果）

令和4年7月27日（水）に津市ホームページ「入札・契約」にて公表

#### コ 審査結果照会

令和4年7月29日（金）までに自らの審査結果について書面により照会することができます。照会対象項目は、価格点以外の評価項目すべてとしします。なお、技術提案については、自社分の「周辺環境の影響」、「曲線部の施工」、「セグメントの止水性」、「建設発生土及び建設廃棄物の抑制と利活用」、「到達立坑の施工」、「出水期における対策」における項目ごとの評価点結果のみ照会対象としします。

#### (2) 低入札価格調査

本工事は、津市低入札価格調査試行要領（平成20年12月22日施行。以下「低入札価格調査試行要領」といいます。）で規定する低入札価格調査の対象工事としします。

上記2(1)エただし書きにおいて、落札者の決定を保留した場合、総合評価点が高い者を最低価格入札者とし、その者について低入札価格調査

試行要領に規定する低入札価格調査を実施します。なお、あらかじめ低入札価格調査辞退届を提出した場合は低入札価格調査を実施しません（この場合、最低価格入札者の入札は辞退となり落札者とはなりません）。

低入札価格調査基準価格は、津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第12条第1項に規定する最低制限価格の設定の方法により算出した額とします。

低入札価格調査は、低入札価格調査試行要領第7条第2項及び第3項に基づき実施するものとします。

低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者に対して本市から資料の提出及び事情聴取の協力の要請があった場合は、これに協力することとします。

なお、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合には落札者とせず、次順位者を落札者とします。この場合において、次順位者が低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者であった場合には、当該次順位者を最低価格入札者として改めて低入札価格調査を行うものとします。

また、低入札価格調査基準価格を下回って契約する場合、次の事項を適用します。

ア 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する技術者を専任で1名追加して工事現場に配置すること。

イ 契約保証金を契約金額の100分の30以上の額とすること。

ウ 前払金を契約金額の100分の20以内の額とすること。

### (3) 重点調査基準価格

低入札価格調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に低入札価格調査を実施する場合における重点調査基準価格は、低入札価格調査基準価格に100分の97を乗じて得た額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

### (4) 失格基準価格

失格基準価格未満の金額の入札は失格とします。

失格基準価格は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる算出方法により算出した額を合計した額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とします。

区分	算定方法
土木工事等	直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.45
建築工事等	(直接工事費×90%)×0.95+共通仮設費×0.85+(現場管理費+直接工事費×10%)×0.8+一般管理費等×0.45
機械・電気設備工事等	機器費×0.82+直接工事費×0.95+共通仮設費×0.85+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.8+一般管理費等×0.45

(5) 積算内訳書の判断基準

低入札価格調査試行要領第7条第2項に規定する積算内訳書の判断基準は、入札時に提出された積算内訳書において、次の表に掲げる全ての費目について、それぞれ発注者の設計金額に同表に掲げる割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以上であること。

区分	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
土木工事等	95%	85%	80%	45%
建築工事等	93.5%	85%	80%	45%

区分	機器費	直接工事費	共通仮設費	設計技術費+現場管理費+据付間接費	一般管理費等
機械・電気設備工事等	82%	95%	85%	80%	45%

3 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「条件付一般競争入札実施要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者

ウ 条件付一般競争入札実施要領第4条第2項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

オ 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。

なお、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）と資本若しくは人事面において関係がある者とは、次のいずれかに該当するものとします。

(ア) 本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の発行済株式総数の50%を超える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を超える出資をしている者

(イ) 構成員において代表権を有する役員が、本工事の設計業務の受注者（オリジナル設計株式会社）の代表権を有する役員を兼ねている者

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 構成員の数は3者とし、代表構成員、第2構成員及び第3構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る請負契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として掲載されている者
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
- エ 審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注され、過去10年間（平成24年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は代表者。ただし、出資比率20%以上のものに限ります。）

土木一式工事で発注された仕上り内径2,800mm以上の密閉型シールド工法の工事。

官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含みます。）、都道府県、市町村等及びコリズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とします。

キ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者。（専任で配置予定の技術者を施工中の他の工事に配置している場合は、契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

ク 本工事のうち推進工事の施工時において、推進工事技士を専任で配置できること。（推進工事施工時において他の工事等との重複をしていないこと。上記(4)キに掲げる監理技術者と兼務可）

ケ 上記(4)キ及びクに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 本市の区域内に本店を有する場合は、令和3年度の土木一式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上又は令和4年度の土木一

式に係る格付区分がA1で、総合点が、1,000点以上の者とします。

本市の区域内に支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する場合は、審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,100点以上の者とします。

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

#### (6) 第3構成員の資格要件

第3構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として掲載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 令和3年度又は令和4年度の土木一式に係る格付区分がA1の者

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、請負契約の締結日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(6)オに掲げる者は、第3構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

#### 4 入札参加資格審査申請書等の配付

(1) 配付期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）まで

(2) 配付場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当又は津市ホ

ホームページ「入札・契約」からダウンロード

## 5 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記3に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

- (1) 提出期間 令和4年6月13日（月）から同年7月1日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (4) 提出書類 入札参加資格審査申請書等は、正本1部を提出することとします。なお、提出書類の詳細については、各様式に記載の事項を確認すること。
  - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
  - イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
  - ウ 使用印鑑届
  - エ 委任状
  - オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書
  - カ 配置予定技術者等届出書
  - キ 上記3(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
  - ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し
  - ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで又は令和2年10月1日から令和3年9月30日までのもの）
  - コ 配置予定技術者の資格証の写し
  - サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
  - シ 各構成員の営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
  - ス 宣誓書
- (5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、令和4年7月5日（火）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができます。

## 6 設計図書の閲覧等

### (1) 閲覧

ア 閲覧期間 令和4年6月13日（月）から同年7月26日（火）まで

イ 閲覧場所 津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当及び津市ホームページ「入札・契約」

### (2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市半田141

アサヒ感光社（電話 059-226-5214）

## 7 工事の質疑等

### (1) 評価項目算定資料及び落札者決定基準書に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年6月22日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年6月28日（火）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

### (2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 令和4年7月6日（水）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 令和4年7月13日（水）までに津市ホームページ「入札

・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

## 8 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

### (1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から令和4年7月26日（火）までに日本郵便株式会社津中央郵便局（以下「津中央郵便局」といいます。）必着とします。ただし、津中央郵便局が、令和4年7月26日（火）のゆうゆう窓口営業時間のいずれかの時間帯に窓口業務を休止した場合に限り、同月27日（水）までに津中央郵便局に到着したものを有効とします。

### (2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市上下水道  
管理局 上下水道管理課宛

## 9 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月4日（木）午前9時00分から

(2) 場所 津市上下水道庁舎2階入札室

## 10 入札保証金

入札保証金は免除します。

## 11 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上（低入札価格調査対象者と契約する場合は契約金額の100分の30以上）の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

## 12 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

### 13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 同一の入札参加者が、2以上の異なる評価項目算定資料により技術提案を行ったとき。
- (5) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (6) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (7) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (8) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (9) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全者）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (22) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (23) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (24) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (25) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

### 14 落札者決定基準

藤方第2雨水幹線築造工事落札者決定基準書のとおりとします。

## 15 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

## 16 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

## 17 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。  
なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（5回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 落札者は、自らが提案し採用された技術提案を履行する費用について落札者の負担とします。
- (7) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。  
なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (8) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (10) 本市は、技術提案自体が提案者の知的財産であることをかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られないように配慮します。ただし、本市に提出した書類において開示請求があった場合、津市情報公開条例第7条に該当しない項目については開示対象とします。
- (11) 本市へ提出した書類は、返却しません。
- (12) 本工事は津市公契約条例（平成29年津市条例第22号）第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための対象案件です。  
労働環境の確保に係る誓約事項及び令和4年度津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルを必ず確認してください。

担当課（問い合わせ先）

津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階

津市上下水道管理局上下水道管理課契約財産担当

電話番号 059-237-5803

FAX 059-237-5819